令和6年度　公文書開示（2月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条									不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
1	R7.1.22	R7.2.4	都市計画河川第８号「善福寺川上流調節池（仮称）」に関する費用の算出、便益の算出、費用便益分析の算出に関する資料一式					1											請求に係る公文書については、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	建設局 河川部 計画課
2	R7.1.30	R7.2.6	南多摩東部建設事務所管内工事監督補助業務（その10） 金入り設計書（委託総括書、種別内訳書、代価明細表）	9	1															建設局 南多摩東部建設事務所 工事課
3	R7.1.27	R7.2.7	①東京都が西武鉄道中井駅-野方駅間の連続立体交差事業の都市計画を策定するにあたって、複線シールドでの地下化を検討したことを示す書類 ②東京都が西武鉄道井荻駅-西武柳沢駅間の連続立体交差事業の都市計画を策定するにあたって、複線シールドでの地下化を検討したことを示す書類					1											①について 請求に係る公文書については、作成及び取得の事実が確認できないものであり、現に保有していないため、存在しない。 ②について 請求に係る公文書については、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	建設局 道路建設部 鉄道関連事業課
4	R6.12.12	R7.2.7	・都市計画道路補助133号線に関して、費用便益分析とその算出根拠に関する書類一式					1											請求に係る公文書については、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	建設局 道路建設部 計画課
5	R6.12.12	R7.2.10	・交通量調査委託（31三-補133成田東）報告書 ・交通点予備修正設計（３三-補133成田東）参考資料 §２．方向別交通量の整理 （１）基本条件の整理、（２）現況再現、（３）将来予測、（４）ピーク時交差点別方向別交通量の算定 §３．交通量関係資料の調整 （１）ナンバープレート調査結果 （２）ナンバープレート調査結果の分析 （３）成田東地区内における狭隘な道路 ただし、個人情報、ナンバープレート、印影は除く。	1	1																建設局 第三建設事務所 工事第一課

令和6年度　公文書開示（2月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条									不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
6	R6.12.12	R7.2.10	・交差点予備修正設計（３三-補133成田東）報告書 第２章　交差点予備修正設計 ・交差点予備修正設計（３三-補133成田東）参考資料 第３章　道路概略検討 ・交差点予備修正設計その２（４三-補133成田東）報告書 第２章　交差点予備修正設計 第３章　道路線形に係る設計データの修正 ただし、個人情報、ナンバープレート、印影は除く。	1		1									1	1				（第７条第５号及び第６号） 不開示部分は、都の内部における検討に関する情報であって、道路の構造、幅員等に関する未確定の情報であることから、公にすることにより、未成熟な情報が確定した情報と誤解されるなど、都民の間に混乱を生じさせる恐れがある。 また、これら混乱により、都の事業の遂行に支障を及ぼすおそれがある。	建設局 第三建設事務所 工事第一課
7	R6.12.13	R7.2.10	・西武新宿線（野方駅～井荻駅付近）鉄道立体交差化計画に関する関係者打合せ議事概要 ・西武鉄道新宿線（野方駅～井荻駅間）連続立体交差事業に関連する野方第１号踏切道の除却に係る調査の施行について（依頼）（令和６年９月24日付６中ま計第512号） ・西武鉄道新宿線（野方駅～井荻駅間）連続立体交差事業に関連する野方第１号踏切道の除却に係る調査の施行について（依頼）（令和６年９月26日付６建道建計第99号） ・西武鉄道新宿線（野方駅～井荻駅間）連続立体交差事業に関連する野方第１号踏切道の除却に係る調査の施行について（回答）（2024年10月24日付2024西鉄建発第1001号） ・西武鉄道新宿線（野方駅～井荻駅間）連続立体交差事業に関連する野方第１号踏切道の除却に係る調査の施行について（回答）（令和６年10月25日付６建道建計第133号）	1		1					1		1						（第７条第２号） 鉄道事業者の役職名及び担当者氏名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。 （第７条第２号及び第４号） 鉄道事業者の役職名及び担当者氏名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。 また、鉄道事業者の役職印及び割印の印影については、公にすることにより偽造され犯罪に利用される恐れがあるため。	建設局 道路建設部 計画課
8	R7.1.27	R7.2.10	東京都が2017年３月に西武鉄道野方駅-井荻駅間の連続立体交差事業にあたって、〇〇に構造形式の比較検討を行わせた調査報告書を作成するにあたって、複線シールドでの地下化を検討したことを示す書類					1											請求に係る公文書については、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	建設局 道路建設部 計画課

令和6年度　公文書開示（2月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条									不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
9	R6.12.13	R7.2.10	・西武新宿線（中井駅～野方駅間）連続立体交差事業第11回連絡調整部会の会議資料及び質疑整理表 ・西武新宿線（中井駅～野方駅間）連続立体交差事業協議会（第10回）及び幹事会（第10回）の会議資料及び質疑整理表 ・西武新宿線（中井駅～野方駅間）連続立体交差事業幹事会（第11回）の会議資料及び議事骨子 ・西武新宿線（中井駅～野方駅間）連続立体交差事業協議会（第11回）の会議資料及び議事骨子 ・西武新宿線（中井駅～野方駅間）連続立体交差事業幹事会（第12回）の会議資料及び議事骨子 ・西武新宿線（中井駅～野方駅間）連続立体交差事業協議会（第12回）の会議資料及び議事骨子 ・西武新宿線（中井駅～野方駅間）連続立体交差事業幹事会（第13回）の会議資料及び議事骨子 ・西武新宿線（中井駅～野方駅間）連続立体交差事業協議会（第13回）の会議資料及び議事骨子 ・西武鉄道新宿線沼袋第４号踏切廃止に伴う代替施設に関する確認書について（経緯書） ・西武鉄道新宿線沼袋第４号踏切廃止に伴う代替施設に関する確認書	1		1					1	1	1	1	1				（第７条第２号） 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。 （第７条第２号及び第３号） 当該車両が個人所有にかかるものである場合は、特定の個人を識別することができるものであるため。 また、法人所有に係るものである場合は、公にすることで、特定日、特定の場所を当該法人の所有する車両が走行していたという内部管理情報が明らかとなり、当該法人の事業運営が損なわれると認められるため。 （第７条第５号及び第６号） 不開示部分は、都及び中野区の内部における検討に関する情報であって、公にすることにより、未成熟な情報が確定した情報と誤解されるなど、都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。 また、不開示部分を公にすることにより、関係機関との信頼関係が損なわれ、事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため。 （第７条第４号） 公にすることにより偽造され犯罪に利用される恐れがあるため。	建設局 道路建設部 鉄道関連事業課
10	R6.12.19	R7.2.12	都市計画道路事業の認可申請について（補助第143号線（柴又））（31建道建計第117号）	1	1															建設局 道路建設部 計画課
11	R7.1.31	R7.2.14	建設局街路課の〇〇のOutlook上のスケジュールを監察指導課の〇〇にたずねたが対応不可能であった。 ①職員のスケジュールの教示ができない定めがあれば開示いただきたい。 ②街路課の〇〇のOutlook上の本日（１月31日）のスケジュール。				1	1			1				1					①請求に係る公文書については、作成及び取得しておらず存在しない。 ②（第７条第２号） 個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。 （第７条第６号） また、当該情報が公になることにより、業務管理等の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	建設局 道路建設部 街路課

令和6年度　公文書開示（2月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条									不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
12	R7.2.3	R7.2.14	・指名競争入札による契約の締結について〔街路築造工事のうち道路舗装工事及び護岸復旧工事（５ー-環２勝どき）〕（５ー建庶契第259号） ・指名競争入札による契約の締結について〔街路築造工事のうち道路舗装工事及び護岸復旧工事（５ー-環２勝どき）〕（５ー建庶契第259号の２）	1	1															建設局 第一建設事務所 工事課

令和6年度　公文書開示（2月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条									不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
13	R6.12.19	R7.2.14	②①（※）の優先整備路線を第５建設事務所が知りえた文書等 東京都建設局道路建設部計画課が作成した都市計画道路ができるまでの内容において第五建設事務所が業務に関係した補助143号線(柴又)に関する ①事業概要および測量説明会の開催のお知らせ等の起案した文書 ①現況測量（29五-補143柴又） （29五建工第197号） ②監督員任命及び通知について （29五建工第197号-２） ③監督員任命及び通知について （29五建工第197号-３） ④委託成績評定の通知について （29五建工第197号-４） ⑤用地測量(30五-補143柴又) (30五建工第158号) ⑥監督員の任命及び通知について (30五建工第158号-2) ⑦監督員の任命及び通知について (30五建工第158号-3) ⑧土地境界図の証明書交付について(依頼) (30五建工第264号) ⑨用地測量に係る境界（筆界）の立会い確認について（依頼） (31五建工第176号) ⑩土地境界立会確認願いの発送について (31五建工第183号) ⑪土地境界立会確認について(依頼) (31五建工第189号) ⑫委託成績評定の通知について (31五建工第295号) 東京都建設局道路建設部計画課が作成した都市計画道路ができるまでの内容において第五建設事務所が業務に関係した補助143号線(柴又)に関する ④事業着手の手続において第五建設事務所が手続業務において関係した起案文書					1										請求に係る公文書については、作成及び取得しておらず、存在しない。 ①の公文書は、平成29年度に作成された５年保存の文書であり、既に廃棄しているため、存在しない。 ②の公文書は、平成29年度に作成された１年保存の文書であり、既に廃棄しているため、存在しない。 ③、④の公文書は、平成30年度に作成された１年保存の文書であり、既に廃棄しているため、存在しない。 ⑤の公文書は、平成30年度に作成された５年保存の文書であり、既に廃棄しているため、存在しない。 ⑥の公文書は、平成30年度に作成された１年保存の文書であり、既に廃棄しているため、存在しない。 ⑦の公文書は、平成31年度に作成された１年保存の文書であり、既に廃棄しているため、存在しない。 ⑧の公文書は、平成30年度に作成された３年保存の文書であり、既に廃棄しているため、存在しない。 ⑨の公文書は、平成31年度に作成された３年保存の文書であり、既に廃棄しているため、存在しない。 ⑩の公文書は、平成31年度に作成された１年保存の文書であり、既に廃棄しているため、存在しない。 ⑪の公文書は、平成31年度に作成された３年保存の文書であり、既に廃棄しているため、存在しない。 ⑫の公文書は、平成31年度に作成された１年保存の文書であり、既に廃棄しているため、存在しない。	建設局 第五建設事務所 工事課

令和6年度　公文書開示（2月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条									不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
14	R7.2.6	R7.2.17	・平成31年４月４日付31二建管第10号のうち 位置図、公示用略図、土地調書、土地計算書、区域変更調書延長計算書、幅員計算書、公図（写）、平面図、丈量図 ・令和５年11月７日付５二建管第435号のうち 土地計算書	1	1															建設局 第二建設事務所 管理課
15	R6.12.19	R7.2.17	日比谷公園第二花壇に設置されていた市民から寄付を受けた思い出ベンチを撤去して、花崗岩のベンチ及びシートウォールを設置したのは、思い出ベンチよりもデザイン、コスト的に優れているということですが、優れていると判断したのは、当然比較検討（景観、コスト、座り心地など）して、思い出ベンチよりも石のベンチがデザイン、コスト的に優れているという結論に至るのであるから、その比較検討した資料一式。また、多摩産材を積極的に使用するという東京都の方針があるにも関わらずその方針に従わず多摩産材使用の思い出ベンチを撤去した方針変更の理由。					1											請求に係る公文書については、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	建設局 東部公園緑地事務所 事業推進課
16	R6.12.19	R7.2.17	・日比谷公園噴水広場等再生整備修正基本・撤去設計における特記仕様書及び報告書 ・日比谷公園噴水広場等再生整備修正基本設計（その２）における特記仕様書及び成果品	1		1					1	1	1	1	1				（第７条第２号） 個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。 （第７条第３号） 労働保険番号は法人の内部管理情報であり、公にすることで、当該法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 （第７条第４号） 公にすることにより偽造され犯罪に利用されるおそれがあるため。	建設局 東部公園緑地事務所 事業推進課
17	R6.12.30	R7.2.19	指定管理者管理運営業務の履行確認の手引き	1	1															建設局 公園緑地部 管理課

令和6年度　公文書開示（2月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条									不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
18	R7.1.7	R7.2.20	2020年度から今年度において、街路樹を整備した都道の設置区間と総延長（メートル）がわかるもの（街路樹の種類（高木・中木・低木）別）					1											請求に係る公文書については、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	建設局 総務部 総務課
19	R7.2.6	R7.2.20	街路築造工事のうち電線共同溝設置工事及び排水管設置工事（５二-補26目黒中央町） 第１回設計変更 （工事変更設計書、工事変更金額書、変更工事費総括書、変更工事総括書、変更種別内訳書、代価明細表、変更機械器具調書、変更材料品調書、諸経費計算書）	1	1															建設局 第二建設事務所 工事第一課
20	R7.2.6	R7.2.20	街路築造工事のうち電線共同溝設置工事及び排水管設置工事その２（６二-補26目黒中央町） （工事設計概括書、工事費総括書、工事総括書、種別内訳書、代価明細表、機械器具調書、材料品調書、諸経費計算書）	1	1															建設局 第二建設事務所 工事第一課

令和6年度　公文書開示（2月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条									不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
			日比谷公園大音楽堂再整備事業支援業務 ・委託設計書 ・委託契約書 ・委託着手届 ・業務計画書 ・代理人及び主任技術者等通知書（令和４年７月21日付） ・代理人及び主任技術者等通知書（令和４年11月１日付） ・承諾書 ・変更届 ・委託完了届 ・納品書 ・報告書 ・議事概要 日比谷公園大音楽堂再整備事業支援業務その２ ・委託設計書 ・委託契約書 ・委託着手届 ・業務計画書 ・代理人及び主任技術者等通知書 ・再委託届 ・承諾書 ・委託完了届 ・納品書 ・検査調書 ・報告書 ・議事概要																	（第７条第６号） 今後当局が行う同種の見積において、見積業者の思惑により見積価格の高止まりを招くなど、今後の適切な単価設定に支障が生じるおそれがあるため。 （第７条第４号） 公にすることにより偽造され犯罪に利用されるおそれがあるため。 （第７条第２号） 個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。 （第７条第６号） 都の内部管理情報であり、公にすることにより、当該部署の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 （第７条第６号） 個別の事業者と締結する協定書案であり、公にすることにより、今後、都が行う同様の官民連携事業に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。 （第７条第６号） 都内部における検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、今後、都が行う同様の官民連携事業に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。 （第７条第５号及び第６号） 都内部における検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。また、公にすることで、委員との信頼性が失われ、今後、都が行う同様の官民連携事業に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。	

令和6年度　公文書開示（2月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条									不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
21	R6.12.27	R7.2.21	日比谷公園バリアフリー等修正基本設計 ・委託設計書 ・設計委託契約書 ・委託着手届 ・設計業務計画書 ・代理人、主任技術者等及び照査技術者通知書 ・再委託届 ・委託完了届 ・納品書 ・検査調書 ・報告書 ・議事録 日比谷公園管理運営計画検討委託 ・委託設計書 ・委託契約書 ・委託着手届 ・業務実施計画書 ・代理人及び主任技術者等通知書 ・担当技術者通知書 ・再委託届 ・委託完了届 ・納品書 ・検査調書 ・報告書 ・議事録	1		1				1	1	1	1	1					（第７条第６号） 公にすることにより、当該法人との信頼関係が失われ、今後、都が行う同様の官民連携事業に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。 （第７条第６号） 個別の事業者と締結する協定書案または特定企業に関する記述であり、公にすることにより、今後、都が行う同様の官民連携事業に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。 （第７条第４号） 公にすることにより偽造され犯罪に利用されるおそれがあるため。 （第７条第３号） 当該法人に関する情報を公にすることにより、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。	建設局 公園緑地部 計画課

令和6年度　公文書開示（2月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条									不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
			日比谷公園管理運営計画検討委託その２ ・委託設計書 ・委託契約書 ・委託着手届 ・業務計画書 ・代理人、主任技術者等及び照査技術者通知書 ・担当技術者通知書 ・再委託届 ・委託完了届 ・納品書 ・検査調書 ・報告書 ・議事録 日比谷公園管理運営計画検討委託その３ ・委託設計書 ・委託契約書 ・委託着手届 ・業務計画書 ・代理人、主任技術者等及び照査技術者通知書 ・担当技術者通知書（令和５年９月27日付） ・再委託届 ・変更届 ・担当技術者通知書（令和５年10月30日付） ・委託完了届 ・納品書 ・検査調書 ・報告書 ・議事録																	（第７条第３号、第５号及び第６号） 当該法人に関する情報を公にすることにより、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるとともに、今後の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。また、公にすることで、当該法人との信頼関係が失われ、今後、都が行う同様の官民連携事業に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。 （第７条第５号及び第６号） 都内部にける検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。また、公にすることにより、ワークショップ参加者との信頼関係が失われ、都が行うワークショップへの協力を得られなくなるなど、今後の都の事業遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 （第７条第２号、第５号及び第６号） 個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるとともに、公にすることにより、今後の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。また、公にすることで、ヒアリング先との信頼関係が失われ、都の事業に協力が得られなくなるなど、今後の都の事業遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 （第７条第５条及び第６号） 未成熟な情報や事実関係が不十分な情報などを公にすることにより、都民の誤解や憶測を招き、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれがある。また、公にすることにより今後の公園整備事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	

令和6年度　公文書開示（2月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条									不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
			・都立公園事業説明会設営委託 　委託設計書、委託契約書、委託着手届、代理人及び主任技術者等通知書、委託完了届、納品書、作業報告書 ・都立公園事業展示解説等補助業務委託（５） 　委託設計書、委託契約書、委託着手届、代理人及び主任技術者等通知書、担当技術者通知書、業務計画書、委託完了届、納品書、検査調書、成果品（意見記入用紙(スキャンデータ)、意見集約表、モニター上映用データ） ・日比谷公園噴水広場等再生整備修正基本・撤去設計 　委託設計書、委託契約書、委託着手届、代理人及び主任技術者等通知書、担当技術者通知書、再委託届（令和５年９月16日付）、再委託届（令和５年12月６日付）、業務計画書、調査業務計画書、委託変更設計書、変更承諾書、変更内容変更決定通知書、委託完了届、納品書、検査調書、報告書																（第７条第６号） 今後当局が行う同種の見積において、見積業者の思惑により見積価格の高止まりを招くなど、今後の適切な単価設定に支障が生じるおそれがあるため。 （第７条第４号） 公にすることにより偽造され犯罪に利用されるおそれがあるため。 （第７条第２号） 個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。 （第７条第３号） 未公開の法人のメールアドレスは、法人の内部管理に関する情報であり、公にすることにより法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 （第７条第３号） 事業者間の契約金額を公にすることで、当該法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 （第７条第３号） 未公開の法人の電話番号は、法人の内部管理に関する情報であり、公にすることにより法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。	

令和6年度　公文書開示（2月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条									不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
22	R6.12.27	R7.2.25	・日比谷公園イベント運営補助業務委託（５） 　委託設計書、委託契約書、委託着手届、代理人及び主任技術者等通知書、業務計画書、委託完了届、納品書、報告書、打合せ記録簿 ・都立公園空中写真撮影委託（５）（その２） 　委託契約書表紙、中央公園空中写真 ・日比谷公園噴水広場等再生整備修正基本設計（その２） 　委託設計書、設計委託契約書、委託着手届、代理人及び主任技術者等通知書、業務計画書、委託完了届、納品書、検査調書、成果品	1		1				1	1	1	1	1					（第７条第３号） 労働保険番号は法人の内部管理情報であり、公にすることで、当該法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 （第７条第３号） 受託者の調査手法に関する情報であり、公にすることで、当該法人の事業活動が損なわれると認められるため。 （第７条第６号） 見積精査の経過やその算定式を開示した場合、今後当局が同種の見積において、見積業者の思惑により見積価格の高止まりを招くなど、今後の適切な単価設定に支障が生じるおそれがあるため。 また、見積業者から提供された単価等について、公にすることによりその信頼を不当に損ない、今後の情報提供が躊躇され、業務における必要な協力が得られなくなるなど、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 （第７条第５号及び第６号） 不開示部分は、都の内部における検討に関する情報であって、公園整備に関する未確定の情報であることから、公にすることにより、未成熟な情報が確定した情報と誤解されるなど、都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。 また、これら混乱により、都の事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 （第７条第３号） 不開示部分は法人の内部管理情報であり、公にすることで、当該法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため。	建設局 東部公園緑地事務所 事業推進課

令和6年度　公文書開示（2月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条									不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
			・日比谷公園第一花壇等再生整備修正基本設計（その２） 　委託設計書、設計委託契約書、代理人及び主任技術者等通知書、業務計画書 ・日比谷公園噴水施設実施設計 　委託設計書、委託契約書、代理人及び主任技術者等通知書、担当技術者通知書、業務計画書、委託完了届、納品書、検査調書、成果品																（第７条第２号、第５号及び第６号） 個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。 アドバイザーの大学名及び名字を公にすることにより、今後、都が行うアドバイザー会議において、アドバイザーの自由かつ率直な意見の交換が妨げられ、意思決定の中立性が損なわれるおそれがあると認められるため。 また、アドバイザーの大学名及び名字を公にすることにより、各アドバイザーとの信頼関係が失われ、今後、都が行うアドバイザー会議事務に協力を得られなくなるなど都の事業運営に支障が生じるおそれがあるため。 （第７条第３号） 未公開の法人のメールアドレス及び電話番号は、法人の内部管理に関する情報であり、公にすることにより法人の事業運営上にの地位が損なわれると認められるため。	
23	R7.2.13	R7.2.27	多摩動物公園で飼育していたオランウータン（ジプシー）の遺体の処理について オランウータン（ジプシー）来園時の記録（購入金額、交換動物、入手先等）					1											請求に係る公文書については、実施機関では現に保有していないため、存在しない。	建設局 東部公園緑地事務所 管理課
24	R7.2.14	R7.2.27	・６東公管第1060号「公園占用許可について（一時占用）」にかかる公園占用許可申請書及び添付書類	1		1					1	1	1						（第７条第２号） 特定の個人を識別することができる情報であるため。 （第７条第４号） 偽造されることにより犯罪に使用されるおそれがあるため。 （第７条第３号） 保険に関する情報は法人の内部管理情報であり、公にすることで、当該法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため。	建設局 東部公園緑地事務所 管理課

令和6年度　公文書開示（2月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条									不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		

表の見方
＜決定区分＞
・開示、一部開示、不開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「１」を記入しています。
＜（根拠規定）条例７条＞
・一部開示及び不開示について、条例７条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「１」を記入しています。
＜公文書の件名＞
・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。
＜公文書の枚数＞
・光ディスクへ複写し交付している場合は、「※」を記入しています。